

南丹市地域公共交通活性化協議会

議

事

録

南丹市地域公共交通活性化協議会 事務局

(南丹市地域振興部地域振興課)

南丹市地域公共交通活性化協議会
(令和5年4月25日開催) 議事録

1. 招集年月日 令和5年4月13日(木)
2. 開催年月日 令和5年4月25日(火) 15時35分～16時30分
3. 開催場所 南丹市役所1号庁舎3階 大会議室
4. 委員の総数及び出席者数並びにその氏名
 - (1) 委員の総数 22名
 - (2) 出席者数 14名
 - (3) 出席した委員の氏名 別紙出欠状況のとおり
5. 議事の経過の要領及び議事別の議事事項

司会	<p>それでは改めまして南丹市地域公共交通活性化協議会を開催させていただきます。この活性化協議会におきましてはこの後第2号議案で役員を選出をご協議いただきますが、役員決定までは司会の方で進めさせていただきます。</p> <p>それでは議案に入ります。第1号議案 南丹市地域公共交通活性化協議会規約について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>失礼します。改めて事務局から説明をさせていただきます。</p> <p>第1号議案、南丹市地域公共交通活性化協議会規約について説明させていただきます。以下抜粋して説明させていただきます。</p> <p>先に承諾いただいた南丹市地域公共交通活性化協議会の設置に関する規約制定についてです。第1条に設置について記載しております。地域公共交通の活性化および再生に関する法律に基づき、地域公共交通計画の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うことを目的に設置するとしております。第3条では目的達成のための業務を記載しております。計画の策定及び変更の審議、実施に係る連絡調整、計画に位置付けられた事業の実施に関すること等としております。第4条では組織の委員を記載しており、先の交通会議での協議会設立事由でご説明しましたとおり交通会議と同じ構成員で組織することとしており、任期につきましても同様としております。第6条では役員を記載しております。会長・副会長の他、協議会には予算も伴う事から監事を2名置くことと</p>

	<p>しております。</p> <p>少し飛びますが、第 10 条では計画の策定ならびに実施等にあたり調整部会を設置することとしております。調整部会とは逐一の協議会業務につきまして全体の協議会を開催するまでに調整部会で一定の案を事前に協議頂くこととして、協議会全体の運営をスムーズにすることを目的として設置するものです。なお他市町の事例に則り、地域公共交通会議との併任であることも踏まえて委員の皆様への委嘱状発行はしておりませんことをお伝えいたします。</p> <p>以上、簡単ですが規約についてご審議をお願いします。</p>
司会	<p>ありがとうございました。只今のご説明につきましてご意見ご質問はございますでしょうか。</p>
委員	<p>この規約に基づく委員の任期は 2 年以内とするとしか書かれていませんが、公共交通会議の委員との併任となるので規約の発効日と委員の任期とにズレが生じるかと思いますが。</p>
事務局	<p>協議会委員の任期につきまして地域公共交通会議と合わせて現在は令和 5 年 8 月 31 日までとしております。その後で改めて更新手続きを経て進めていく予定としております。</p>
委員	<p>先ほどの地域公共交通会議と地域公共交通活性化協議会の流れの確認をしたいんですが、この 2 つの会議を 1 つにすることは可能だと思いますが、今回南丹市さんではそれぞれ別の会議としてその時々に応じて協議会を開催する、あるいは地域公共交通会議を開催する、あるいは両方を兼ねるというのを都度判断されるという事でしょうか。</p>
事務局	<p>おっしゃる通りです。</p>
委員	<p>確認させてほしいんですが、規約第 1 条で地域公共交通計画の作成に関する協議および公共交通計画の実施に係る連絡調整という事で、出来上がった公共交通計画の目標等の実施状況の点検をしていくという事でしょうか。それを年毎にされるのかもっと別のスパンで実施されるのでしょうか。</p>
事務局	<p>まず今年度につきましては事業計画で報告がありますが、計画策定を目指して年 4~5 回程度計画策定についての協議をお世話になることとしております。次年度以降につきましては 5 か年を期間として計画することとしておりまして、その中で数回協議会を開催して計画の進捗状況を報告できればと考えております。基となる法律で明確な規定があればそれに従うようにしたいのです</p>

	が、現在はそのように考えております。
司会	<p>よろしいでしょうか。それでは確認させていただきます。第1号議案についての評決を行います。賛成の方につきましては挙手を願います。</p> <p>ありがとうございました。挙手全員でございました。それでは第1号議案の南丹市地域公共交通活性化協議会規約については可決されました。</p> <p>続きまして第2号議案 役員の選出について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第2号議案について説明させていただきます。南丹市地域公共交通活性化協議会設置に伴う会長・副会長の選出についてです。</p> <p>規約第6条より会長および副会長は委員の互選により定めるとしております。以上でございます。</p>
司会	<p>ありがとうございます。補足しておきますと、先ほど第1号議案でお諮りしましたが、第6条に協議会の役員として会長1名、副会長1名、監事2名となっております。事務局の説明通り第6条第2項に会長・副会長は委員の互選となっております。また第3項に監事については会長を定めてから会長が指名するとなっております。</p> <p>まずは前段の会長・副会長の互選を議題としております。説明がありましたように委員の互選となっておりますが、どのように進めさせて頂いたらよろしいかお諮りしてよろしいでしょうか。</p>
委員	事務局一任でお願いします。
司会	<p>事務局に一任という声がありましたがそちらでよろしいでしょうか。</p> <p>ご確認させていただきましたので、会長および副会長の選出につきまして事務局より提案をお願いします。</p>
事務局	それでは会長および副会長につきまして事務局より提案させていただきます。会長に前田好久委員、副会長に吉田辰男委員に就任いただくことを提案します。
司会	<p>ただいま事務局より提案いただきました。会長に前田好久様、副会長に吉田辰男様でございます。</p> <p>賛成の方につきましては挙手を願います。</p> <p>ありがとうございます。賛成多数でございます。それでは役員として前田会長様、吉田副会長様にこちらの活性化協議会の方でもお世話になりますがよろしくお願いいいたします。前の方をお願い</p>

	<p>いたします。</p> <p>それではここからは規約の第8条第1項によりまして会長に議事の進行をお世話になります。よろしくお願いいたします。</p>
前田会長	<p>引き続き協議会の会長もという事でお世話になりますがよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは第2号議案のうち監事の指名に入らせていただきます。規約第6条第3項によりまして監事は会長が指名するとなっておりますので私の方から指名させていただきます。森委員様、榎原委員様をご指名させて頂きたいと思っております。お二人様よろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。それではお二人から承諾を頂きましたので、よろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして第3号議案に移ります。南丹市地域公共交通活性化協議会事務局規程について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第3号議案 南丹市地域公共交通活性化協議会事務局規程について説明いたします。資料をご覧ください。</p> <p>まず規約第11条より協議会は協議会の運営に関する事務を行うため、南丹市公共交通施策担当課に事務局を置く。また事務局に関し必要な事項は会長が会議に諮り別に定めとなっておりますので提案するものでございます。こちらも規程案から抜粋して報告させていただきます。</p> <p>まず第2条に所掌する事務を記載しております。協議会の会議、庶務、その他必要事項としております。</p> <p>次に第3条では事務局職員についてになります。公共交通施策担当課長を事務局長として、その課員を事務局員としています。</p> <p>第4条では専決事項を記載しております。物品購入やその他出納に関する事など事務局長の専決事項を記載しております。</p> <p>少し飛びまして第6条では公印の取り扱いを記載しております。会長名での発送文書への押印の他、金融機関への届出印として作成しようとするものです。</p> <p>以上簡単ではありますが、事務局規程についての提案とさせていただきます。内容についてご審議をお願いします。</p>
前田会長	<p>説明が終わりました。説明につきまして何かご意見ご質問はございますでしょうか。よろしいですか。</p> <p>ではただいまの説明につきましてご意見ご質問は無いようですので、評決を行いたいと思っております。賛成の方につきましては挙手を</p>

	<p>願います。</p> <p>ありがとうございます。委員全員の賛成を頂きましたので、南丹市地域公共交通活性化協議会事務局規程につきましては可決されました。</p> <p>続いて第4号議案 南丹市地域公共交通活性化協議会会計事務取扱規程について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第4号議案 南丹市地域公共交通活性化協議会会計事務取扱規程について説明いたします。資料をご覧ください。</p> <p>規約第12条より協議会の収入および支出に関し必要な事項は会長が会議で諮り別に定めとなっておりますので提案するものでございます。</p> <p>まず第1条では目的を記載しております。協議会の会計事務に関し必要事項を定め、適切な事務処理を図ることとしております。</p> <p>第2条の予算では会長は会計年度ごとの予算案を作成し、協議会の承認を得ることとしており、その会計年度は4月1日から翌年3月31日としております。</p> <p>飛びまして第5条では出納および現金等の保管について記載しております。協議会に属する現金などは金融機関に預け入れなければならないとしています。</p> <p>続いて第7条、第8条では帳簿類の作成や保存の規定を記載しております。</p> <p>第10条では協議会が解散した場合の措置を記載しております。解散の日をもって会長が決算することとしております。</p> <p>なお特例事項等は附則として記載しております。令和5年度(今年度)の協議会予算に関しては第2条第3項中の「毎年4月1日」を「第1回協議会開催後」に読み替えるものとしています。</p> <p>以上、簡単ではありますが会計事務取扱規程についての提案とさせていただきます。ご審議をお願いします。</p>
前田会長	<p>説明が終わりました。ご意見ご質問はございますでしょうか。</p>
委員	<p>先ほど事務局規程の事務局長専決事項で物品購入等の所で現金の出納というのがあります。それと会計事務取り扱いの所では出納は会長が行うとなっております。実際のところは事務局が行われると思いますが、これは問題無いんですか。</p>
事務局	<p>言われた通りですが、通帳の面上は会長名で出されますが実務的には事務局が取り扱うこととなります。</p> <p>なぜ通帳を作るのかという事ですが、この活性化協議会は今回</p>

	<p>南丹市の計画ですがこの協議会は複数の市町にまたがるケースもございます。南丹市でしたら綾部市と京丹波町とで作っている活性化協議会もあります。広範囲に分かれたものもありますので、市の一般会計でなくて別の会計を設けるようにしております。ですので監事の方もしっかりと置いて監視の目も付けて頂く形になります。計画に国の補助金等もその通帳に入りますし、市の方からも予算を出して計画の策定に向けて動いていく事になります。</p>
前田会長	<p>それでは他に意見も無いようですので第4号議案についての評決を行いたいと思います。賛成の方につきましては挙手を願います。</p> <p>ありがとうございます。委員全員の賛成を頂きましたので、南丹市地域公共交通活性化協議会会計事務取扱規程につきましては可決されました。</p> <p>次に第5号議案 令和5年度事業計画および予算書の承認について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第5号議案 令和5年度事業計画および予算書について、読み上げにより提案させていただきます。資料をご覧ください。</p> <p>【令和5年度事業計画読み上げ】</p> <p>続きまして令和5年度南丹市地域公共交通活性化協議会予算書につきまして読み上げさせていただきます。</p> <p>【予算書（収入・支出）読み上げ】</p> <p>なお収入における市の補助金、また南丹市地域公共交通計画策定事業補助金につきましては南丹市議会の6月定例会において可決いただく事が条件となります。合わせてこちらの事業計画に記載させて頂いた部分につきましてはあくまで案の段階でして、必要になれば都度開催することとしております。</p> <p>以上、第5号議案令和5年度事業計画および予算書の承認についてご審議をお願いします。</p>
前田会長	<p>ただいまの説明につきましてご意見ご質問はございますでしょうか。</p>
委員	<p>事業計画と予算案を拝見しますと7月に公共交通の現状整理から始まって、素案の提案・審議、それから中間案の提案・審議、それから来年1月に最終案の提案・審議という流れですが、7月から公共交通の現状整理も始まりますので、この公共交通計画の策定を委託される委託先はある程度候補があると思いますが、その辺りと随意契約されるのかあるいは入札されるのか。具体的にど</p>

	<p>こを想定されているのか差し支えなければ教えてください。</p>
事務局	<p>事業者については現在未定です。</p> <p>公共交通計画の策定についてはコンサル業者に委託を行って進めていくように考えていますが、その事業者に関しても具体的な候補も現時点では未定です。</p>
委員	<p>それはそのうち出てくるかと思います。こういったものは通例として随意契約になるのか入札になるのかどちらでしょうか。</p> <p>それから細かい部分ですが、支出の方で会議室使用料が12万5千円とあって今日も会議室を使っていますけども、市役所の会議室であればそう高くないかと思いますが、この辺りの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>入札か随意契約かについても現在調整中でして、プロポーザル方式も含めて方法を決定して早急に業者選定に移りたいと思います。</p> <p>会議室使用料についてですが、市役所の会議室等を公用により使用できれば費用はかからないんですが、会議室が取れなかった場合を想定して例えば南丹市の国際交流会館などの有料の会議室で会議を開催することも想定しての予算となっております。</p>
委員	<p>2点ほどコメントさせて頂きたいと思います。1点目は委託業者を決めるという事でどういう方法を取るかですが、今回実は国の補助金が約100万円ほど入っております。その部分でお願いなんですが、プロポーザル方式など一定の競争性を持った選定を是非お願いしたいと思っています。</p> <p>もう1点ですが、スケジュールで気になったのが今回の協議会の後第2回の協議会が10月という事で、この第2回協議会の時には現状整理や住民への把握調査が終わった状態で第2回となるんですが、特に住民ニーズの把握調査がどういう形で行うのか、アンケート調査にしても質問内容について皆さんで議論されるのが良いかと思います。</p> <p>協議会という形にするのか、部会の設置も出来ますし、書面などで意見を伺うなど色々な方法はあると思いますが、こういった形でニーズ把握の調査をするのか、目的や方向性も皆さんと議論できる場があればと思います。</p>
事務局	<p>頂いたご意見も踏まえまして、業者選定及び計画策定事業の進行について皆さんと議論しながら調整していきたいと思っています。</p>
司会	<p>他によろしいですか。</p>

	<p>それでは第 5 号議案について評決を行いたいと思います。賛成の方につきましては挙手を願います。</p> <p>ありがとうございます。賛成多数となりましたので、令和 5 年度事業計画および予算書の承認については可決されました。</p> <p>本日の議案は以上となります。他に委員の皆様から何かございますか。</p> <p>それでは以上をもちまして南丹市地域公共交通活性化協議会を終了させていただきます。皆様のご協力によりまして無事会合を終えることが出来ました。ありがとうございました。</p>
司会	<p>前田会長、会議の円滑な進行ありがとうございました。委員の皆様におかれましては第 1 部からかなり長丁場のご審議をお世話になりましてありがとうございました。</p> <p>それでは閉会にあたりまして吉田副会長よりご挨拶を頂きたいと思います。</p>
吉田副会長	<p>皆様本当に長時間ありがとうございました。南丹市地域公共交通会議と南丹市地域公共交通活性化協議会と 2 本立ての会議でございました。本当に長時間ありがとうございました。慎重審議頂きましてありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。</p>
司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではこれもちまして南丹市地域公共交通活性化協議会を閉会いたします。ご協力いただきましてありがとうございました。</p>